

重要事項説明書

1 当社の概要

名称・法人種別	一般社団法人マチツナガルLABO
代表者名	石井 直樹
本店所在地	〒242-0006 大和市南林間1-18-16 白杉店舗201号室
業務の概要	居宅介護支援・まちづくりなど
事業所名	喫茶マチカド 介護とくらしの相談所

2 事業所の概要

事業所名	喫茶マチカド 介護とくらしの相談所
所在地	〒242-0006 大和市南林間1-18-16 白杉店舗201号室
事業所指定番号	1473003281
管理者	田村聡志
連絡先	TEL 046-259-6215 FAX 046-259-6216
サービス提供地域	大和市 その他必要に応じて提供

3 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	管理業務	1名
介護支援専門員	居宅介護支援	3名以上(うち1名管理者と兼務)

2024年4月現在

4 サービス提供時間

区分	月～金	土・日	祝祭日
提供時間	9:00～17:00		

(注) 夏季休暇(8/13～15) 年末年始休暇(12/29～1/3)となります

5 当社のサービスの方針

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

6 利用者負担金

- 1 居宅介護支援については、利用者の負担金はありません。
- 2 介護支援専門員が通常のサービス提供地域を超える地域に訪問・出張する必要がある場合にはその交通費(実費)のお支払いが必要になります。

7 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村に連絡を行います。また、補償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

8 高齢者虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止のため次の措置を講じるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

9 身体的拘束廃止の取り組み

利用者等の人権の擁護・身体的拘束廃止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講ずるものとする。

- 2 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き身体的拘束は行わない。
- 3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 4 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員その他従業者に周知徹底を図る。
- 5 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 6 職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の定期成果のための研修を定期的に、実施する。

10 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体勢で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修、及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に行う継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

11 苦情対応・相談窓口

指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情には、迅速かつ適切に対応致します。
苦情やご相談がありましたら、下記までご連絡下さい。

○サービスに関する苦情や相談については、次の窓口にご連絡願います。

当社相談窓口	電話	046-259-6215	FAX	046-259-6216
	担当者	法人理事 野間 康彰		
	対応時間	9:00～17:00(土日祝祭日を除く)		

○公的機関においても、苦情申し出等が出来ます。

大和市役所 介護保険課	電話	046-260-5170	FAX	046-260-5158
	所在地	〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1		
神奈川県国民健康保険 団体連合会(国保連)	電話	045-329-3447		
	所在地	神奈川県横浜市西区楠町27-1		
	利用時間	8:30～17:00(土日祝祭日を除く)		